

委託業務特記仕様書（令和3年2月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

（徳島県HP）：「委託業務共通仕様書について」

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（ウィークリースタンス）

- 第4条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組みなければならない。
- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
 - （2）マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
 - （3）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（Web会議）

- 第5条** 本業務は、Web会議の対象業務であり、対面による打合せをWeb会議とすることができる。
- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施を決定するものとする。決定した内容は受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。
- 3 Web会議の内容については、受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。なお、打合せ記録簿にはWeb会議の実施状況写真を添付するものとする。

（本業務の特記仕様事項）

- 第6条** 本業務における特記仕様事項は、別紙のとおりとする。

園瀬川治水計画検討業務（特記仕様書）

1. 業務概要と目的

本業務は、河川整備計画に基づく「洪水を安全に流下させるための対策」の完了後、佐那河内村との境界までの上流河道を含めた区間を対象に新たな治水計画を検討するものである。

2. 業務内容

2.1 計画準備

業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

2.2 現地調査

現地調査について、河川及び流域の現状を把握するため、業務実施に必要となる事柄について現状を確認し、必要に応じて写真撮影を行い、を取りまとめるものとする。

2.3 資料収集・整理

業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する報告書等の収集及び整備とりまとめを行うものとする。また、河道の平面・縦断・横断図、既往浸水実績図、治水地形分類図、地形図、土地利用図、氾濫域内連続盛土、排水施設、氾濫域内河川・水路縦断図、国土数値情報等の貸与された又は他機関等により収集した資料を整理するものとする。

2.4 調査対象洪水の設定

2.4.1 現況河道の評価

現況河道断面を用いて不等流計算により河道の流下能力、無害流量を設定するものとする。

2.4.2 計算対象洪水の設定

河川整備計画基本方針を検討する際に用いた複数の降雨波形や最新の主要な洪水波形等を、引き伸ばして設定される計算対象洪水を設定する（3～5ケース）。引き伸ばしは、計画規模の他、現況河道の評価結果を参考に、超過洪水その他の規模についても実施する（計画規模を含め2～3ケース）。

2.5 氾濫水理解析

氾濫計算を実施し、氾濫特性を把握する。氾濫は溢水及び越水のみを対象とする。

2.5.1 氾濫水理モデルの作成

氾濫現象を検証するため氾濫水理モデルを作成する。検証対象洪水に対し再現計算を行い、氾濫水理モデルの検討を行うものとする。

2.5.2 氾濫計算

氾濫計算を行い、氾濫特性の分析を行うものとする。

2.6 河川改修の評価

2.6.1 河川改修方針の設定

氾濫特性の分析結果等から、河川改修方針を設定する。

2.6.2 氾濫計算による評価

河川改修方針に基づいて、氾濫計算条件を設定した上で、氾濫計算を実施し、河川改修の効果及び影響をとりまとめることにより、各河川改修の評価を行う。

2.7 照査

業務の主要時点において、各種検討内容の照査を実施する。

2.8 打ち合わせ協議

打ち合わせ協議は、原則として着手時 1 回、中間時 1 回、成果納入時 1 回の 3 回とする。

2.9 報告書等の作成

受注者は、業務の成果として、その検討・解析結果等を特記仕様書に定められた調査・計画項目に対応させて、その検討・解析等の過程とともに取りまとめるものとする。